| ページ | 行 | 種別 | 内容 | 参考補足 |
|-----|-------------|----|---|--|
| 15 | 10行目 | 削除 | <u>4. 介護医療院 → 削除</u> | 介護医療院は、在宅復帰・在宅移 行の評価としては「居住系介護施 設」と同様の扱いですが、診療報 酬の算定においては「介護老人 保健施設」と同様の扱いとなるた め、「在宅で療養を行っている患 者」には含まれません。 |
| 19 | 表「居宅療養管理指導」 | 削除 | 医師、歯科医師、薬剤師等が…(以下略) | 看護職員による居宅療養管理指導については、2018年9月末で廃止されました。(平成30年度介護報酬改定より) |
| 25 | 【単一建物居住者】枠 | 追補 | ★単一建物居住者数カウントの例外 単一建物居住者数カウントには例外があります。 1.ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者の人数とみなすことができる。 2.1つの居宅に居宅療養管理指導費の対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合の居宅を育理指導費は、利用者ごとに「単一建物居住者が1人の場合」を算定する。 3.居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、当該居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者2人以下の場合には、それぞれ「単一建物居住者が1人の場合」を算定する。 | 平成30年度介護報酬Q&A(vol.4) より |
| 48 | 8行目 | 追加 | 「C005-1-2」同一建物居住者訪問看護・指導料 <u>の同一</u> 建物居住者ターミナルケア加算又は連携する訪問看護 ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を 算定していること。 | |
| 57 | 下から5行目 | 訂正 | ▶ 在宅患者割合が95% <u>以上で</u> 、基準を満たさない場合 の減算 在宅患者割合が95% <u>以上で</u> 在支診の要件(10ページ参 照)を満たさない(以下略) | |
| 81 | 四角の表内9行目 | 訂正 | 人工呼吸器を <u>装着している患者</u> → (正) 人工呼吸器を使用している状態 | 厚労省一部訂正通知(H30.6.21)よ り |
| 89 | 下から11行目 | 追加 | 又は在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の <u>注1の</u> 「イ」を算定すべき訪問診療を行っている保険医療機関が、 | 厚労省一部訂正通知(H30.6.21)よ り |
| 106 | 16行目 | 訂正 | (7) 麻薬管理指導加算の算定に当たっては、 <u>(4)の</u> 薬剤管理指導記録に、少なくとも次の事項について記載しなければならないこと。 → (正) (5)の | 厚労省一部訂正通知(H30.6.21)よ り |
| 111 | 20行目 | 追加 | …所属する場合においては、以下のアからウ <u>まで</u> を満たすときは、関係者のうちいずれかが… | 厚労省一部訂正通知(H30.6.21)より |
| 126 | 別表第9の表 | 追加 | …ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤及びインスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤 | 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等通知(H30.11.30),(H31.4.26),(R1.9.3)より |

| ページ | (令和元年9月20日現在) | | | | |
|-----|-------------------|---------------------|---|----------------------------|--|
| | 20行目 | 追加 | ア 血糖コントロールが不安定な1型糖尿病患者であって、持続皮下インスリン注入療法を行っている者 <u>及び間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いる場合であって皮下インスリン注入療法を行っている者</u> 。 | 厚労省一部改正通知(H30.11.30) より | |
| 130 | 22行目 | 追加 | イ 低血糖発作を繰り返す等重篤な有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な2型糖尿病患者であって、医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある、持続皮下インスリン注入療法を行っている者。ただし、間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いた場合は除く。 | 同上 | |
| 130 | 27行目 | 追加 | (3) 同一月において、区分番号「C152」間歇注入シリンジポンプ加算と当該加算は、併せて算定できない。ただし、間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器については「注2」の加算を算定できず、間歇注入インスリンポンプを併用した場合には区分番号「C152」間歇注入シリンジポンプ加算を併せて算定できる。 | 同上 | |
| 130 | 35行目 | 追加 ((5)の 下) | (6) 間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器については、急性発症又は劇症1型糖尿病患者に限り、かつ以下の項目を満たした場合に限り算定できる。 ア 関連学会が定める適正使用指針を遵守して使用していること。 イ本医療機器を使用する患者にあっては、1日あたり少なくとも2回の自己血糖測定を行っていること。 ウ 皮下連続式グルコース測定に関する施設基準の届出を行っている医療機関であること。 エ 糖尿病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。オ糖尿病の治療及び持続皮下インスリン注入療法に従事した経験を2年以上前1名以上配置されていること。オ糖尿病の治療及び持続皮下インスリン注入療法に従事した経験を2年以上が1名以上配置されていること。(イ)医療関係団体等が主催する研修であること。(イ)医療関係団体等が主催する研修であること。(ロ)糖尿病患者への生活習慣改善の意義・基礎知識、評価方法、セルフケア支援、持続血糖測定器に関する理解・活用及び事例分析・評価等の内容が含まれているものであること。カエスはオに掲げるものが、患者又は患者家族等に対し、持続血糖測定器の使用方法の十分な説明や持続血糖測定器の結果に基づく低血糖・高血糖への対応等、必要な指導を行うこと。 | 同上 | |
| 130 | 同上 | 追加 (上記(6) の下) | (7) 間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いる場合は、患者ごとに指導者名が記載されている指導記録を作成し、患者に提供すること。また、指導記録の写しを診療録に貼付すること。 | 同上 | |

| ページ | 行 | 種別 | (令和元年9月20日現在) 内容 | 参考補足 |
|-----|-----------------------------------|-------------------|---|---------------------------|
| 138 | ・遠隔モニタリング加算について | | 遠隔モニタリング加算は…(中略)…場合の加算です。 あらかじめ作成した診療計画に沿って、モニタリングに より得られた臨床所見に応じて、医師が療養上の指導 等を行った場合の評価のため、療養上の指導を行わな かった場合には算定できません。また、システム利用料 を別途患者徴収することもできません。 | 疑義解釈より |
| 149 | 下から2行目 | 追加 ((3)の 下) | (4) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた療養を実施する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の指導管理を行う際には当該点数を準用する。なお、この場合は上記(3)を適用しない。(5) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たっては、関連学会の定める適正使用指針に沿って実施した場合に限り算定する。なお、当該点数には指導管理に要する機器等に係る費用が含まれており、別に算定できない。(6) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たって当該点数を準用する場合は、「C005 在宅患者訪問看護・指導料、C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料」の(4)、(25)及び「C119 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料」の(4)を適用しない。 | 厚労省一部改正通知(H30.8.31)より |
| 152 | 10行目 | 追加 | (8) 脊髄損傷又は中枢性低換気症候群の患者に対して、呼吸補助を行うことを目的として横隔神経電気刺激装置を使用する場合には、以下のいずれも満たすこと。ア 関連学会の定める適正使用指針を遵守して使用すること。イ H003呼吸器リハビリテーション料の「1」呼吸器リハビリテーション料(I) 又は「2」呼吸器リハビリテーション料(I)に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関で使用すること。 | 厚労省一部改正通知(R1.8.30)よ り |
| 153 | 点数概要の表 | 訂正 | 在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算 2 CPAPを使用した場合 1,110 → (正) 1,000 | |
| 154 | ・遠隔モニタリング加算について | 追加 | 遠隔モニタリング加算は…(中略)…場合の加算です。 あらかじめ作成した診療計画に沿って、モニタリングに より得られた臨床所見に応じて、医師が療養上の指導 等を行った場合の評価のため、療養上の指導を行わな かった場合には算定できません。また、システム利用料 を別途患者徴収することもできません。 | 疑義解釈より |
| 158 | 20行目 | 削除 | (2) 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料の注に掲げる 「 在宅における 悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法」… | 厚労省一部訂正通知(H30.6.21)よ り |

| ページ | 行 | 種別 | 内容 | 参考補足 |
|---------|-------------|---------------------------|---|---|
| 158 | 24行目 | 変更 | (3)(1)及び(2)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤又はヒドロモルフォン塩酸塩製剤を注射又は携帯型ディスポーザブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はヒドロモルフォン塩酸塩製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーザブルタイプの…(以下略) | 療担規則及び薬担規則並びに療 担基準に基づき厚生労働大臣が 定める掲示事項等の一部改正等 通知(H31.4.26)より |
| 163 | 下から2行目 | 追加 (C167に 通知追 加) | ◆疼痛等管理用送信器加算◆ (1) 人工呼吸器に依存する脊髄損傷又は中枢性低換気症候群の患者に対して、呼吸補助を行うことを目的として横隔神経電気刺激装置を使用する場合には、本区分の所定点数を準用して算定できる。 (2) 横隔神経電気刺激装置を使用する際に必要なバックアップ用体表面不関電極セット、コネクタホルダ、ストレインリリーフブートキット、その他療養上必要な医療材料の費用については、所定点数に含まれる。 | 厚労省一部改正通知(R1.8.30)よ り |
| 169 | 点数概要の表の下 | 追加 | ※ 特定保険医療材料の「195 体表面用電場電極」 (35,200円)については、在宅腫瘍治療電場療法指導管 理料に係る材料として在宅の部で算定できる | 疑義解釈より |
| 171,172 | 表 | 追加 | エミシズマブ製剤…血友病 イカチバント製剤…遺伝性血管性浮腫(HAE) サリルマブ製剤…関節リウマチ デュピルマブ製剤…アトピー性皮膚炎、気管支喘息(重 症又は難治) ヒドロモルフォン塩酸塩製剤…悪性腫瘍 インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配 合剤…糖尿病 | 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等通知(H30.11.30),(H31.4.26),(R1.9.3)より |
| 173 | 11行目 | 変更追加 | 製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ | 療担規則及び薬担規則並びに療 担基準に基づき厚生労働大臣が 定める掲示事項等の一部改正等 通知 (H30.11.30),(H31.4.26),(R1.9.3)よ り |
| 180 | 療養費同意書交付料の表 | 変更 | 同意書等交付のタイミング 初療 <u>又は再同意日から起</u> <u>算して6ケ月後</u> | 「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について(H30.6.20)より。H30.10より適用 |
| 211 | 別表第九 | 追加 | …イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤及びインスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤 | 療担規則及び薬担規則並びに療 担基準に基づき厚生労働大臣が 定める掲示事項等の一部改正等 通知 (H30.11.30),(H31.4.26),(R1.9.3)よ り |

「在宅医療事務入門 - 平成30年4月版 - 」令和元年度点数改定

(令和元年10月1日より)

| ページ | 行 | 種別 | 内容 | | | |
|-----|----------------------|------|--|--|--|--|
| | | | 【区分支給限度額(2019(令和元)年10月現在)】 | | | |
| 17 | 下の表 | 単位変更 | 要支援1 5,032単位/月 要支援2 10,531単位/月 要介護1 16,765単位/月 要介護2 19,705単位/月 要介護3 27,048単位/月 要介護4 30,938単位/月 要介護5 36,217単位/月 | | | |
| 25 | 介護予防医師居宅療養 管理指導の表 | 単位変更 | 変更前単位数 変更後単位数 507 509 483 485 442 444 294 295 284 285 260 261 | | | |
| 25 | 医師居宅療養管理指導 の表 | 単位変更 | 変更前単位数 変更後単位数 507 509 483 485 442 444 294 295 284 285 260 261 | | | |
| 31 | 在宅患者訪問診療料(I)の表 | 点数変更 | 変更前 変更前 1 イ同一建物居住者以外 833 口同一建物居住者 203 2 イ同一建物居住者以外 830 口同一建物居住者 178 変更後 888 213 884 187 | | | |
| 31 | 在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の表 | 点数変更 | 変更前 | | | |
| 35 | 14行目 | 点数変更 | ● (I)1 <u>(888点又は213点)</u> は…(以下略) | | | |
| 35 | 下から6行目 | | ● (I)2 <u>(884点又は187点)は…(以下略)</u> | | | |
| 36 | 下から4行目 | 点数変更 | …点数は両方とも <u>150点</u> で変わりません。 | | | |

「在宅医療事務入門 - 平成30年4月版 - 」令和元年度点数改定

(令和元年10月1日より)

| ページ | 行 | 種別 | 内容 | 内容 | | | | |
|-------|-------------|------|---|-----------------------|---------------|-----------------------|-------------|--|
| 37 | 診療時間加算の例の枠 | 点数変更 | 例·在宅患者訪問診療料(I)1イ <u>888点</u> を…(中略)…+100で <u>988点</u> 算定できることになる。 | | | | | |
| 39,40 | 実際の算定イメージの表 | 点数変更 | ~~~各点数の所を修正お願いします~~~ | | | | | |
| 40 | 参考の一覧 | 点数変更 | ~~~各点数の所を修正お願いしま | ます~~~ | | | | |
| 44 | 6行目~ | 点数変更 | ~~~各点数の所を修正お願いしる | ます~~~ | | | | |
| 48 | 下から24行目 | 点数変更 | ~~~各点数の所を修正お願いしま | ドす~~~ | | | | |
| 69 | 枠内ケース3 | 点数変更 | (在宅患者訪問診療料 <u>888点</u> ×3)+(往診料720点+再診料 <u>73点</u>)= <u>3.457点</u> | | | | <u>457点</u> | |
| 179 | 点数の表 | 点数変更 | B-001-2-9 1 地域包括診療料1 2 地域包括診療料2 B-001-2-10 | 変更前 1,560 1,503 | \Rightarrow | 変更後 1,660 1,600 | | |
| | | | 1 認知症地域包括診療料1 | 1,580 | | 1,681 | | |
| | | | 2 認知症地域包括診療料2 | 1,515 | | 1,613 | | |

^{★ 184}ページからの算定事例は「平成30年4月分」のレセプト例のため変更はありません。

「在宅医療事務入門 - 平成30年4月版 - 」令和元年度点数改定 (令和元年10月1日より)

C300 特定保険医療材料の材料価格変更(テキスト174~177ページ)

◆厚生労働大臣の定める材料価格基準の告示◆

I 診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)の第2章 第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

| | 変更前 | 変更後 |
|----------------------------------|---------|--------|
| 001 腹膜透析液交換セット | | |
| (1) 交換キット | 544円 | 554円 |
| (2)回路 | | |
| ① Yセット | 868円 | 884円 |
| ② APDセット | 5,370円 | 5,470円 |
| ③ IPDセット | 1,020円 | 1,040円 |
| 002 在宅中心静脈栄養用輸液セット | | |
| (1) 本体 | 1, 490円 | 1,520円 |
| (2)付属品 | | |
| ① フーバー針 | 411円 | 419円 |
| ② 輸液バッグ | 406円 | 414円 |
| 003 在宅寝たきり患者処置用気管切開後留置用チューブ | | |
| (1)一般型 | | |
| ① カフ付き気管切開チューブ | | |
| ア. カフ上部吸引機能あり | | |
| i 一重管 | 4, 350円 | 4,190円 |
| ii 二重管 | 5,870円 | 5,840円 |
| イ. カフ上部吸引機能なし | | |
| i 一重管 | 3,730円 | 3,800円 |
| ii 二重管 | 6,030円 | 6,140円 |
| ② カフなし気管切開チューブ | 4, 120円 | 4,100円 |
| (2)輪状甲状膜切開チューブ | 3,750円 | 3,600円 |
| (3)保持用気管切開チューブ | 6, 100円 | 6,180円 |
| 004 在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーラ | テル | |
| (1) 2管一般(I) | 229円 | 233円 |
| (2) 2管一般(Ⅱ) | | |
| ① 標準型 | 564円 | 574円 |
| ② 閉鎖式導尿システム | 633円 | 645円 |
| (3) 2管一般(Ⅲ) | | |
| ① 標準型 | 1,620円 | 1,650円 |
| ② 閉鎖式導尿システム | 1,690円 | 1,720円 |
| (4) 特定(I) | 748円 | 756円 |
| (5)特定(Ⅱ) | 2,050円 | 2,090円 |

「在宅医療事務入門 - 平成30年4月版 -」令和元年度点数改定 (令和元年10月1日より)

| | 変更前 | 変更後 |
|---------------------------------|------------|------------|
| 005 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル | | |
| (1) 経鼻用 | | |
| ① 一般用 | 180円 | 183円 |
| ② 乳幼児用 | | |
| ア. 一般型 | 92円 | 94円 |
| | 144円 | 147円 |
| 3 経腸栄養用 | 1,600円 | 1,630円 |
| | 2,070円 | 2,110円 |
| (2)腸瘻用 | 4, 470円 | 3,880円 |
| 006 在宅血液透析用特定保険医療材料 (回路を含む。) | | |
| (1)ダイアライザー | | |
| ① I a型(膜面積1.5㎡未満) | 1,510円 | 1,480円 |
| ② I a型 (膜面積1.5㎡以上) | 1,520円 | 1,500円 |
| ③ Ib型(膜面積1.5㎡未満) | 1,610円 | 1,340円 |
| ④ Ib型(膜面積1.5㎡以上) | 1,490円 | 1,520円 |
| ⑤ Ⅱa型(膜面積1.5㎡未満) | 1,440円 | 1,470円 |
| ⑥ Ⅱa型(膜面積1.5㎡以上) | 1,540円 | 1,490円 |
| ⑦ Ⅱb型(膜面積1.5㎡未満) | 1,600円 | 1,630円 |
| ⑧ Ⅱb型(膜面積1.5㎡以上) | 1,620円 | 1,580円 |
| ⑨ S型(膜面積1.5㎡未満) | 1,610円 | 1,610円 |
| ⑩ S型 (膜面積1.5㎡以上) | 1,630円 | 1,620円 |
| ⑪ 特定積層型 | 5, 780円 | 5,700円 |
| (2) 吸着型血液浄化器 (β2ーミクログロブリン除去用) | 22, 200円 | 22,000円 |
| 007 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ | | |
| (1)化学療法用 | 3, 490円 | 3,300円 |
| (2)標準型 | 3, 210円 | 3,180円 |
| (3) PCA型 | 4, 430円 | 4,460円 |
| 008 皮膚欠損用創傷被覆材 | | |
| (1)真皮に至る創傷用 1㎡当たり | 6円 | 6円 |
| (2) 皮下組織に至る創傷用 | | |
| ① 標準型 1㎡当たり | 10円 | 10円 |
| ② 異形型 1g当たり | 37円 | 35円 |
| (3)筋・骨に至る創傷用 1㎡当たり | 25円 | 25円 |
| 009 非固着性シリコンガーゼ | | |
| (1) 広範囲熱傷用 | 1,060円 | 1,080円 |
| (2) 平坦部位用 | 139円 | 142円 |
| (3) 凹凸部位用 | 303円 | 309円 |
| 010 水循環回路セット | | |
| | 1,080,000円 | 1,100,000円 |

「在宅医療事務入門 - 平成30年4月版 - 」令和元年度点数改定 (令和元年10月1日より)

Ⅷ 別表第3 調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

| | 変更前 | 変更後 |
|--------------------------------|---------------------------------------|--------|
| 001 インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器 | | |
| | 17円 | 17円 |
| 002 (削除) | | |
| 003 ホルモン製剤等注射用ディスポーザブル注射器 | | |
| | 11円 | 11円 |
| 004 腹膜透析液交換セット | | |
| (1)交換キット | 544円 | 554円 |
| (2)回路 | | |
| ① Yセット | 868円 | 884円 |
| ② APDセット | 5,370円 | 5,470円 |
| ③ IPDセット | 1,020円 | 1,040円 |
| 005 在宅中心静脈栄養用輸液セット | | |
| (1) 本体 | 1,490円 | 1,520円 |
| (2)付属品 | | |
| ① フーバー針 | 411円 | 419円 |
| ② 輸液バッグ | 406円 | 414円 |
| 006 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテ | ルル | |
| (1)経鼻用 | | |
| ① 一般用 | 180円 | 183円 |
| ① 乳幼児用 | | |
| ア. 一般型 | 92円 | 94円 |
| イ. 非DEHP型 | 144円 | 147円 |
| ③ 経腸栄養用 | 1,600円 | 1,630円 |
| ④ 特殊型 | 2,070円 | 2,110円 |
| (2)腸瘻用 | 4, 470円 | 3,880円 |
| 007 万年筆型注入器用注射針 | | |
| (1)標準型 | 17円 | 17円 |
| (2) 超微細型 | 18円 | 18円 |
| 008 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ | | |
| (1)化学療法用 | 3, 490円 | 3,300円 |
| (2)標準型 | 3, 210円 | 3,180円 |
| (3) PCA型 | 4, 430円 | 4,460円 |
| 009 在宅寝たきり患者処置用気管切開後留置用チューブ | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| (1)一般型 | | |
| ① カフ付き気管切開チューブ | | |
| ア. カフ上部吸引機能あり | | |
| i 一重管 | 4, 350円 | 4,190円 |
| ii 二重管 | 5,870円 | 5,840円 |
| イ. カフ上部吸引機能なし | | |
| i 一重管 | 3,730円 | 3,800円 |
| ii 二重管 | 6,030円 | 6,140円 |
| ② カフなし気管切開チューブ | 4, 120円 | 4,100円 |
| (2)輪状甲状膜切開チューブ | 3,750円 | 3,600円 |
| (3) 保持用気管切開チューブ | 6, 100円 | 6,180円 |

「在宅医療事務入門 - 平成30年4月版 -」令和元年度点数改定 (令和元年10月1日より)

| | 変更前 | 変更後 |
|-----------------------------------|--------------|------------|
| 010 在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル | | |
| (1) 2 管一般(I) | 229円 | 233円 |
| (2) 2管一般(Ⅱ) | | |
| ① 標準型 | 564円 | 574円 |
| ② 閉鎖式導尿システム | 633円 | 645円 |
| (3) 2管一般(Ⅲ) | | |
| ① 標準型 | 1,620円 | 1,650円 |
| ② 閉鎖式導尿システム | 1,690円 | 1,720円 |
| (4) 特定(I) | 748円 | 756円 |
| (5) 特定(Ⅱ) | 2,050円 | 2,090円 |
| 011 在宅血液透析用特定保険医療材料(回路を含む。) | | |
| (1)ダイアライザー | | |
| ① I a型 (膜面積1.5㎡未満) | 1,510円 | 1,480円 |
| ② I a型 (膜面積1.5㎡以上) | 1,520円 | 1,500円 |
| ③ Ib型 (膜面積1.5㎡未満) | 1,610円 | 1,340円 |
| ④ Ib型 (膜面積1.5㎡以上) | 1,490円 | 1,520円 |
| ⑤ Ⅱa型(膜面積1.5㎡未満) | 1,440円 | 1,470円 |
| ⑥ Ⅱa型 (膜面積1.5㎡以上) | 1,540円 | 1,490円 |
| ⑦ Ⅱb型 (膜面積1.5㎡未満) | 1,600円 | 1,630円 |
| ⑧ Ⅱb型(膜面積1.5㎡以上) | 1,620円 | 1,580円 |
| ⑨ S型(膜面積1.5㎡未満) | 1,610円 | 1,610円 |
| ⑩ S型 (膜面積1.5mg以上) | 1,630円 | 1,620円 |
| ⑪ 特定積層型 | 5, 780円 | 5,700円 |
| (2) 吸着型血液浄化器 (β2ーミクログロブリン除去用) | 22, 200円 | 22,000円 |
| 012 皮膚欠損用創傷被覆材 | | |
| (1)真皮に至る創傷用 1㎡当たり | 6円 | 6円 |
| (2) 皮下組織に至る創傷用 | | |
| ① 標準型 1㎡当たり | 10円 | 10円 |
| ② 異形型 1g当たり | 37円 | 35円 |
| (3)筋・骨に至る創傷用 1㎡当たり | 25円 | 25円 |
| 013 非固着性シリコンガーゼ | | |
| (1)広範囲熱傷用 | 1,060円 | 1,080円 |
| (2)平坦部位用 | 139円 | 142円 |
| (3)凹凸部位用 | 303円 | 309円 |
| 014 水循環回路セット | | |
| | 1, 080, 000円 | 1,100,000円 |